平成２７年（フ）第３３号
沖縄県宜野湾市大山２丁目９番15号　前田商事ビルＤ－３号
債務者　生盛　孫安
1　決定年月日時　平成27年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　當眞　正姫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月13日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年７月10日まで
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２７年（フ）第２１３号
さいたま市緑区東大門２丁目７番地20　東川口大栄マンション202
債務者　鈴木　竜一
1　決定年月日時　平成27年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀　　將三
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月28日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年７月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第６０１号
札幌市白石区菊水２条３丁目２－34　第２コーポ智香21号戸田キセ子方、住民票上の住所札幌市白石区東札幌３条４丁目５番12号ルーブル東札幌105号
債務者　佐藤　昭義
1　決定年月日時　平成27年５月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　稲川　貴之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月27日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年７月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２１号
青森県三沢市泉町１丁目110番地10号、旧住所岩手県盛岡市中央通２丁目６番10号　レジデンスササキＡ－202号
債務者　髙木　正彦
1　決定年月日時　平成27年５月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　十枝内　亘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年８月10日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２７年（フ）第７号
愛知県安城市桜井町城向20番地１　ハイユニメント城山Ｂ－203、前住所愛知県西尾市宮町223番地
債務者　久米　　修
1　決定年月日時　平成27年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中倉　秀一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年８月３日午後２時10分
5　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第８９号
長崎県長崎市土井首町238番地３　県営住宅毛井首団地Ｓ棟105号
債務者　浦田　幸子
1　決定年月日時　平成27年５月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡田雄一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月29日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年７月22日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１０６号
岐阜県羽島郡笠松町米野702番地の２
債務者　松原　一廣
1　決定年月日時　平成27年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　秋保　賢一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月28日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年７月28日まで
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第４０号
新潟県長岡市左近３丁目28番地　ウエストアネックスⅡ105号室
債務者　樋口　　隆
1　決定年月日時　平成27年５月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　五十嵐　亮
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年８月17日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年８月３日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２７年（フ）第３２５号
堺市北区長曽根町3000番地20
債務者　髙橋　菊也
1　決定年月日時　平成27年５月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　唐﨑　浩司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年８月20日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年８月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第３２８号
堺市西区浜寺石津町西４丁13番22－４号
債務者　牧　　晴弘
1　決定年月日時　平成27年５月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北野　知広
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年８月20日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年８月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第３２９号
堺市北区新堀町２丁81番地７　プリメール新堀101号、前住所堺市北区新堀町２丁126番地６　レスタージュ北花田1013号
債務者　牧　　寛治
1　決定年月日時　平成27年５月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北野　知広
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年８月20日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年８月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第１９８号
堺市東区南野田696番地６　カサデヴェルデ202号
債務者　杉本　政子
1　決定年月日時　平成27年５月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　市川　裕子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年８月24日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第９１号
鹿児島県日置市伊集院町猪鹿倉569番地23
債務者　髙橋　政人
1　決定年月日時　平成27年５月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山口　大観
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年８月19日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年８月12日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第１９号
大分県中津市大字牛神130番地２
債務者　草原　　陵
1　決定年月日時　平成27年５月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月６日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月６日午後１時30分
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２７年（フ）第４０２７号
東京都世田谷区岡本３丁目10－４－202
債務者　幾田理恵子
1　決定年月日時　平成27年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月７日午後２時
東京地方裁判所民事第20部